

「米トレーサビリティ制度」、 「原料原産地表示制度」のご紹介

加工食品の新たな 原料原産地表示制度

原料原産地表示制度とは、
加工食品に使用された原材
料の原産地を商品に表示す
る制度のことです。

米トレーサビリティ制度

問題が発生した場合などに流通
ルートを速やかに特定するため、
米穀等の取引等の記録を作成・
保存することと、産地情報を取
引先や一般消費者に伝達するこ
とを義務付けるものです。



期 間 令和2年7月13日〔月〕～7月22日〔水〕10時～17時（13日は12時から、22日は13時まで）

場 所

農林水産省 北別館 1 階「消費者の部屋」
東京メトロ 霞ヶ関駅 下車。A5、B3a出口すぐ

お問い合わせ先

農林水産省 消費・安全局 消費者行政・食育課
米トレーサビリティについて 03-3502-2100
原料原産地表示について 03-3502-2099
農林水産省「消費者の部屋」03-3551-6529

